

令和元年度7月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和元年 7月22日（月）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 13名

1 田中 正規	2 植田 眞二	3 細貝 輝男	4 高木 敏彦
5 日野 静則	6 宮本 武	7 末田 麻理江	8 玄羽 和幸
9 沖田 浩	10 古川 初登	11 椿 徹	12 三上 孝行
13 大石 幹夫			

出席推進委員 1名

7 和田 保人

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

①農地法関連

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

②農業経営基盤強化促進法関連議案

- ・ 議案第4号 邑南町農用地利用集積計画について

③農地法関連

- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

(1) 連絡事項

会議の概要

<p>議長</p>	<p>これより第4回邑南町農業委員会総会を開催いたします。 (会長あいさつ) それでは議題に入ります。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。 議事録署名委員さんですが、11番椿委員さん、12番の三上委員さんをお願い致します。欠席は今日はございません。 それでは議案第1号、よろしくお願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、失礼致します。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、今月は1件です。 申請番号013-2、農地の所在は淀原××、登記地目畑、面積401㎡、同じく××、登記地目畑、面積683㎡、3条の有償の所有権移転です。譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は△△△△です。以上1件です。</p>
<p>議長 9番</p>	<p>はい、ありがとうございます。沖田委員さん、お願いします。 はい。では3条の、申請番号013-2について説明を致します。場所は瑞穂地域の淀原というところであります。地図を見ていただきますと、左側の地図で学校給食センターというのがありますが、これは平面図のように見えますが淀原は全然、ちょっと場所が違いましてもかなり、給食センターよりはかなり上の、上がった状態にあります。瑞穂中学校がありますが、それから出羽地区の方へ向かっていく途中にあります。それで、譲渡人の〇〇〇〇さんですが、この方は今年の5月までは東京の方で民間の会社で働いておられまして、5月で一応退職されて、現在住所はこちらの淀原の方へ移されているそうです。本人さんも実家にはお母さんが一人ですので、本人さんも時を空けずこちらの方へ帰ってこられて、家の方とか、地域のこととか、には出席されているそうです。それで譲受人の△△△△さんですが、この方はこちらずっと住んでおられまして、ここには娘さんの▲▲さん69歳、それから▼▼さん、この方はお婿さんであられますが一緒に住んでおられて、周りの畑仕事とか家の管理とかをされています。でこの△△さんの貸付の中に6反ばかりありますが、これは同じ地域に法人の◎◎というのがあるんですが、そちらの方に水田として貸し付けておられます。今回、1反少しを譲り受けられますが、この土地では主に野菜、まあ現在も野菜を家の周りの方で作っておられますが、その面積を少し増やして管理していきたいと言われておりました。以上ですのでよろしくお願いします。これは昨日確認に、ちょっと天気も悪くてなかなか行かれなかったんですが、推進委員の和田さんと一緒に昨日確認に行っていました。よろしくお願い致します。</p>
<p>議長 推7番 議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。和田委員さん、何かありますか いえ、特になかったです。 意見質問等ありましたらお願いします。 (意見、質問なし) ございませんでしょうか。はい、ないようですので採決に入ります。 申請番号013-2の案件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。</p>

事務局	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成です。許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。</p> <p>失礼致します。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、今月は1件です。</p> <p>申請番号は014-4、農地の所在は中野××、登記地目畑、面積326㎡です。同じく中野××、登記地目畑、面積665㎡です。続きまして中野××、登記地目畑、面積310㎡、続いて中野××、登記地目畑、面積415㎡、同じく中野××、登記地目畑、面積645㎡です。申請人は□□□□、転用目的は植林です。転用理由は農地として管理が困難なためヒノキの植林による管理をする、です。この土地は第2種農地と第1種農地混在しております。農用地区域外です。法第4条第6項但し書き、則第33条第4号により許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。以上1件です。</p>
議長 事務局	<p>はい、ありがとうございます。日野委員さん、お願いします。</p> <p>すいません、大変申し訳ございません。地種のところちょっと書き損じておりますので、ここで訂正をさせていただきたいと思っております。上からですが、××2種、××2種、××1種、××1種、××1種です。以上です。すいません。書き洩らしておりましたので記載をお願いを致します。</p>
5番	<p>4条の申請番号014-4番の案件でございますけども、7月20日、上田推進委員さんと現地確認をさせていただきました。まず場所でございますが次のページをめくっていただきまして、左側の地図の上に当たる位置が大体中野地区の上茅場の、四つ葉の里の施設がありまして、緑風園、あるいは愛香園、そしてくるみ邑美園、あるいは石見養護学校という障害者施設があります。それから約、矢上方面、西方面に向かって直線距離にして約500メートルぐらいの位置にあたる場所に□□さんの区画があります。今回申請されたのですが、□□□□さんは現在一人暮らしをされております。2年前に、いや3年前に奥さんが亡くなられて現在一人の生活をされておまして、年齢も83歳という高齢ということで、とても畑仕事は出来ないの、今回植林をしておきたいという風におっしゃっておられました。上田推進委員さんとチェックシートに従って現地確認をさせていただきましたけども、別に問題はないと思っておりますのでどうかよろしくをお願いを致します。以上です。</p>
議長 10番	<p>はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願いします。</p> <p>あの、この図面で見るとこの周りにちょっと農地らしきものがないような感じがするんですが、ここを植林して周りにも農地があったら日照不足になるというような可能性も考えにゃいけないのですが、周りにこの、今回申請のあった、ここ既に植林されとるというその周辺に農地はないんですね？確認だけです。</p>
5番	<p>周りはもう、今この地図の、####さんというお家がありますが、その後ろ、その横に小屋がありますが、その横が畑になっておりますが、現在もう##さんも何も耕作されておられませんのでかなりの草が生えております。そして斜線</p>

	<p>がありますが、これも@@さんという、昔おばあさんがおられたんですが、これも現在もう若い人に譲られておりますけども、周りも別段問題ないと判断を致しました。以上です。</p>
議長	<p>その他、ございませんでしょうか。</p>
事務局	<p>ちょっと聞いてみたいんですが、畑で1種というのは対象となるん？</p>
議長	<p>畑で1種、あると思われまして。</p>
事務局	<p>農用区域じゃないという話をちょっと聞いたんですが。</p>
事務局	<p>そうですね。一応判断として山林に面したところというところで判断をしております。実際に、一応土地改良が絡んではいるらしいのですが、端のところというところで事業入ってないんじゃないかというところの話もありましたので、そういう判断をさせていただきました。</p>
議長	<p>これは農用区域外になるんか全部、この筆は。農用区域内？</p>
事務局	<p>外と判断している。</p>
議長	<p>1種農地で農用区域外というのはあるのか、そこをちょっとどうなんかなと思っ</p>
事務局	<p>て。それでこの4条の申請についてはちょっと調べてみるということでございましたので、先に議案第3号の方に入ります。農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。</p>
事務局	<p>はい、失礼致します。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、今月は1件です。</p>
事務局	<p>始めにすいません、訂正の方をさせていただければと思います。まず左上の議案の番号が第4号となっておりますが第3号の間違いでございます。さっきのも</p>
事務局	<p>そうですね、すいません。第3号議案となっておりますので2号、先程のが2号でこちらが3号でございます。大変申し訳ございません。それと土地種の方ですが、両方とも2種という風に記載漏れをしておりますので修正をお願いを致します。</p>
事務局	<p>それで申請番号015-6、農地の所在は矢上××、登記地目畑、面積14㎡、続きまして矢上××、登記地目畑、面積25㎡、有償の所有権移転です。譲渡人は●●●●外1、譲受人は■●■●です。転用目的は宅地進入路で、申請事由は住宅への進入する通路がないため設置する、です。所要面積は土地造成39㎡、進入路39㎡です。この土地は第2種農地です。農用区域外です。法第5条第2項但し書きにより許可出来るものと判断しております。以上1件です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。植田委員さん、お願いします。</p>
議長	<p>2番</p>
議長	<p>そうしましたら申請番号015-6について説明を致します。本件は7月17日に服部文明委員さんと現地の調査及び関係者の方と聞き取りを致しました。地図を見ていただきたいと思うんですけども、この場所は、この申請地と書いてあります、から右の方には今現在矢上診療所、邑南町商工会、山陰合銀等があり、その上には矢上公民館、交流センターでございますが、というような位置にございます。その申請地から下に下りますと、道路を挟んで矢上高校の校舎が見えるような位置に当たります。この申請地は◎◎さんと書いてございますが、もう既に■</p>

議長	<p>■■■さんが土地、建物等の所有権の移転を受けておられまして、その際にこの今回の申請の、進入路はちょっとないためにそれを一緒にということで●●さんの方をお願いしておりましたところ、書類上でやっと整ったということで今回の申請となりました。今回の申請場所については、この地図なかなか分かりにくいんですけども、この周囲で◎◎さんところの下のところは畑でございましたり、それから今の申請の上の方については宅地になっておりましたり、これはそれぞれもう既に、既にいいですか●●さんの全部の所有になっておりますので、まあ今回その件について特に問題が発生するということもありませんと言いますし、チェックシート等も照らし合わせて特に問題ないだろうと思います。ひとつよろしくお願いを致します。</p> <p>意見質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
事務局	<p>はい、ございませんでしょうか。はい、ないようですので農地法第5条、申請番号015-6の案件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>続きまして②農業経営基盤強化促進法関連議案、議案第4号、邑南町農用地利用集積計画について。これは皆さんでご覧になって、意見質問等ありましたらお願い致します。</p>
10番	<p>すいません、修正をひとつ。こちらの方もすいません、議案の方の番号が間違っておりますので第2号議案のところを第4号議案と修正をお願いを致します。</p>
事務局 議長	<p>01基-15の案件なんですけど、移転期間が令和元年8月1日から令和11年3月31日までとなっておりますが、これ個人の場合は最長で5年だったような気がするんで、これ法改正かなんかこれ、まあ丸10年にはならんね、9年ほど設定期間があるんですけど、これ法改正かなんかあったんですか？</p> <p>10年ということですよ。</p> <p>そもそも5年そのものが正しいんか、それが正しければ法改正があったんかいいう話。</p>
事務局 議長	<p>確認をさせてください。</p> <p>暫時休憩致します</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>その前のは分かりましたか？じゃあそれやりましょうか、4条。それじゃあお願いします。</p>
事務局	<p>すいません、時間を戴きました。ありがとうございました。農地法第4条の植林の転用につきまして、農地の種類を第2種が2筆、第1種が3筆ということの説明を致しました。これにつきまして、第1種であることから転用の申請許可が難しいんじゃないんかというご質問をいただきました。これにつきましては農地法の施行規則の第36条に隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地の転用ということで、隣接する土地につきましては既に植林をしてございましてその土地に隣接するのが今回の申請の5筆の農地でございます。その中に3筆ほど</p>

	<p>第1種農地がございますけども、面積の割合が3分の1を越えず、5分の1を越えないということで確認をしております、今回の第1種農地も第2種農地と同様に同一の事業の目的、すなわち植林ということで許可出来るということで判断をしているようでございます。以上です。</p>
10番	36条の？規則36条の何項？
事務局	施行規則、農地法施行規則の第36条です。
議長	すいません、最後に3分の1を越えなくて5分のなんぼ言った？
事務局	3分の1を越えず、かつ申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る土地が5分の1を越えないということです。3分の1を越えず、かつ、ちょっとややこしいですけど申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積の割合に占める今回の土地の面積が5分の1を越えないということです。
議長	これあの、転用の目的が2300㎡で1種農地が1300㎡あれば、これ3分の1より多いような気がするんですが。全体が2300余計あって、そのうち1種農地が1300㎡なんで。3分の1は越えるんじゃない？微妙なところか。全体の計画面積のうちの1種農地が何パーセントかということでしょうか。ああいう解釈なんか。
不明	他にもう既に転用するものがあるって、それにくっつける時の解釈のような気がしたんですけども。ここに今出てない。
事務局	そうですね、その辺の説明がちょっと足りません。
不明	これちゃんと出てきたらびっくりするんだけど、このすぐ側のところに道路があってそれにくっつけて植林しますよっていう話だったら。
議長	いや5分の1もおかしいな思って聞いたんですけど。だけえ、前もうちょっと隣接するところに山林があるんだったら、それがこれじゃあ出てこんから。
事務局	そうです、今おっしゃったものを数字で話をしないと分からないですね。
議長	それでは先に進めます。③農地法関連報告第1号、農地法第3条の3の規定による相続等の届け出について。皆さんこれご覧になって、意見質問等ありましたらお願い致します。
	(意見、質問なし)
	はい、農地法関連報告第1号はよろしゅうございますか。報告事項でございますので。
	それではちょっと時間がかかりそうですので休憩に入ります。
	(休憩)
事務局	すいません。それでは先程、基盤強化法第19条の議案第4号のところの質問にお答えをさせていただきたいと思っております。農地の賃借権等の存続期間ですが、30年に改正がありまして、共有部分で過半を要するもので同意が足りていないもの、要するに2分の1取れていないものについても20年まで延長をされております。ですので過半、すべての同意が取れているものについては20年以上の賃借権の存続期間があるという風に改正になっております。
不明	20年以上？
事務局	はい、20年超えても。民法上で賃借が20年ということになっておって、農地の関係で言うと一応50年、民法の関係でいうとあるそうです。ですので一応そ

<p>議長 事務局</p>	<p>れを取れば一応 50 年という風には決まっておりますが、あまりそんなに長いこと借りるとい例もありませんし、まあなかなか 20 年借りるとい例もないのかなという風に思っております。</p> <p>契約の場合は、大体何年が多い？</p> <p>利用権設定ですかね？大体まあ 5 年とか 10 年とかが多いのではないかなと。まあ 10 年以内、5 年以内というところが多いかなあという風には、まあ感覚ではありますが、あります。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしゅうございますか、案件。</p> <p>それでは議案として挙がっております、議案第 4 号、邑南町農用地利用集積計画について賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成です。よって議案第 4 号、邑南町農用地利用集積計画については承認をすることと致します。</p> <p>それではもうひとつ前に返りまして、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。</p> <p>はい、農地法第 4 条の件ですが、ちょっと説明をするためには時間がかかるよという判断で、保留に致します。来月にまた同じ件で出るとは思いますが、ということをお願いします。</p> <p>それではその他に入ります。事務連絡です。</p> <p>(その他)</p> <p>(1) 事務連絡</p> <p>次回の総会は、8 月 21 日 (水) 13 : 30 からでお願いします</p>

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印